

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市非常勤職員公務災害補償条例（令和元年立川市議案第 132 号）の提出による。

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（平成29年立川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ……略…… (2) 公務上の災害等 立川市非常勤職員公務災害補償条例（令和元年立川市条例第 号）の規定により認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。	（用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ……略…… (2) 公務上の災害等 立川市非常勤職員公務災害補償条例（昭和42年立川市条例第49号）の規定により認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。